

外国人登録法の廃止等に伴う

関係条例の整理 関係5条例を改正

外国人登録法の廃止および住民基本台帳法の一部改正に伴い、関係する条例を一括して改正する条例です。

この法改正は、日本に在留する外国人が、日本人と同様に住民基本台帳法の適用対象となり、基礎的行政サービスが提供されるようになります。

何力国語の対応ができるか 外国人住民とは

問 あま市には、何力国の外国人がいるのか。住民基本台帳の手続で何力国語の対応ができるのか。

市民課長 あま市に在住の外国人は40カ国ほどになる。日本語をはじめ英語、中国語、韓国語、ポルトガル語の5カ国語に対応している。

外国人住民とは

問 外国人住民とは日本に在住する外国人の内、どのような人をいうのか。

市民課長 日本の国籍を有しない方の内、90日を超えての滞在者および特別永住者をいう。

住基カードは発行されるか

問 日本国民に発行される住基カードは、外国人住民にも発行されるか。

市民生活部長 外国人住民も住基カードは作れる。ただし、外国人住民が住基ネットに加わるのは施行日からさらに1年以内の予定であるので、それ以降から作ることができる。



市民課の窓口

討議(要旨)

賛成討論 私どもが一番心配していたのは、在留資格を有しない人にも必要なサービスが提供されるのかどうかということであった。総務省は、この点から在留資格を有しない人にも、必要な行政サービスを提供するように、各省庁と都道府県知事あてに通知を出している。

今回の住基法改正によって、行政サービスの対象範囲が変更されるものでないと認識しており、私どもが心配をしていた内容が解消されているので、この条例に賛成する。

採決結果

全員賛成により、原案どおり可決。

国民健康保険 条例の一部を改正 する条例

東日本大震災により被災された国民健康保険加入者の負担の軽減を図るために、譲渡所得を有する場合における国民健康保険税の所得割を算定する際の譲渡期限の延長の特例を適用する。

採決結果

全員賛成により、原案どおり可決。



国民健康保険

改正された条例の一覧

あま市部設置条例
あま市手数料条例
あま市遺児手当支給条例
あま市国民健康保険条例
あま市印鑑の登録及び証明に関する条例

税条例の一部を改正する条例

「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律」等により、関係規定を改正するもの。

市民税では、年金所得者の寡婦（寡夫）控除にかかる申告手続きを簡素化する。

固定資産税では、地域決定型地方税制特例措置の導入、土地の負担調整措置を原則3年延長する。

主な質疑

問 議会を招集する時間の余裕がなかったことについて。

総務部長 例年、地方税法の改正は年度末に国会で可決される。今回は3月30日に可決された。このため、議決を得る時間的な問題により専決処分とさせていただいた。特に、今回の税制改正で、固定資産税における土地の負担調整措置の住宅用地に係る措置特例の

いたのか。

総務部長 関係職員が登庁して、専決処分にした分の告示をするなどきちんとした手続をとった。

税制改正については、法律の改正案が出た段階で事務的処理等は行い、間に合うような形で処理をした。

問 近隣市町村では、専決処分ではなく、議会を開いたところもあるが。

総務部長 弥富市、蟹江町、飛島村は4月17日に議決されている。ただ、課税台帳の縦覧を議決後に行っている。

問 市が定めた下水道除害施設および雨水貯留浸透施設にかかる課税標準の軽減税率の根拠は。

総務部長 国が今まで定めていた軽減税率をそのまま使用した。

問 住宅用地に係る据置特例の負担水準が上がる

ことによる増税額は。

総務部長 23年度ベースで、固定資産税納税義務者3万2630人のうち、影響があるのは7467人で、金額としては平成24年度で653万9000円の増額という試算。



問 東日本大震災にかかわる法改正で、あま市において対象はあるか。

総務部長 あま市では、該当する方はいない。

討論(要旨)

反対討論

固定資産税の据置特例が、平成26年に廃止になる。現在、地価が下がっているもとで評価額を取引価格に近づけるということで、公示価格の2割から3割程度とされていたものが、一気に上がった。そのため、負担調整率というものが設けられた。

地価が下がり続けているも、土地の固定資産税が増え続けているときに、据置特例を廃止していけば、さらに増税になり、あま市でも7400人以上の方々が増税になると言われている。

今でも国保税や介護保険料などの負担で住民生活は大変である。住民生活を苦しめるものになっていくので、この専決処分には反対をする。

採決結果

賛成多数により、原案どおり承認。

ことば

【専決処分】

議会が議決すべき事件について、地方自治法の規定により市長が議会に代わって処分すること。必要な時期までに議決を得るための議会を招集する時間的余裕がないときなどに認められ、処分後の最初の議会で報告し、承認を求めなければならない。